

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（石山貴美夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
なお、説明員は12月1日と同様ですので、御了承ください。



◎諸般の報告

- 議長（石山貴美夫君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

12月1日の本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受け、その後、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議いただきました。

11日には第1常任委員会が予定されておりますので、委員の皆様にはよろしく願いいたします。

また、監査委員からお手元に配付のとおり、例月出納検査結果の報告がありました。
以上で諸般の報告を終わります。



◎日程第1 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 議長（石山貴美夫君） 日程第1、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから同意第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。



◎日程第 2 同意第 3号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 3 同意第 4号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 4 同意第 5号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 5 同意第 6号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 6 同意第 7号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 7 同意第 8号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 8 同意第 9号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第 9 同意第10号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第10 同意第11号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第11 同意第12号 川根本町農業委員会委員の任命について

◎日程第12 同意第13号 川根本町農業委員会委員の任命について

○議長(石山貴美夫君) 日程第2、同意第3号、川根本町農業委員会委員の任命についてから日程第12、同意第13号、川根本町農業委員会委員の任命についてまでを一括議題とします。

質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 農業委員の居住地、世代及び経験などはバランスが取れていますか。

また、作目の多様化などへの対応はできていますか。経営面に通じた方は含まれていますか、伺います。

○議長(石山貴美夫君) 産業振興課長、澤口誠一郎君。

○産業振興課長(澤口誠一郎君) それでは、お答えいたします。

委員の居住地等のバランスについては、一部の地域に偏在することのないよう、地域的なバランスが配慮されております。世代、性別についてはバランスが取れており、経歴については、他業種、推薦者を除き、いずれも経験豊かな候補者です。

それからまた、作目の多様性の対応等についてですけれども、作目の多様化、農業経営面に関しても、認定農業者4名をはじめ、農業に関する識見を豊富に有している人物が含まれております。農業委員会の職務を適切に遂行できる体制となっております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

同意第3号から同意第13号は人事案件でありますので、申合せにより討論を省略します。

これから同意第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、同意第3号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、同意第4号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、同意第5号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、同意第6号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、同意第7号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、同意第8号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、同意第9号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、同意第10号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、同意第11号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、同意第12号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

これから同意第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、同意第13号、川根本町農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◇

◎日程第13 議案第57号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例について

○議長(石山貴美夫君) 日程第13、議案第57号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番(大竹勝子君) 現在の体制のままでは、どのようなことで対応が難しい問題があったのか、また、あると考えられるのか伺います。具体的に支障があるとすれば、この改正によって、どのように打開が図られるのか伺います。

所管事項の範囲を超えた連携に支障はないのか。今でさえ、単一の課では対応できない事務が増えてきているのではないのでしょうか。

実際に災害が起きた場合、災害対策本部の設置等は誰が判断するのか。また、災害対策本部が設けられた場合、司令塔の機能を担うのは危機管理課になるのか。災害対策本部が設置された場合、庁舎内の司令塔機能を危機管理課が担うものとするということですが、総務課長に対しても指示を出したりするようなことがあるのでしょうか。

職員の配置は増強されるのか。変更がないとすれば、何が変わるのか、どんな効果を狙っているのか伺います。

○議長(石山貴美夫君) 総務課長、山田貴之君。

○総務課長(山田貴之君) それでは、お答えします。

まず、組織改編をすることによりまして、発災初期における防災関係機関との連絡調整において、危機管理体制がこれまでより強化されまして、円滑に機能すると考えております。

特に対応が長期化した場合においては、危機管理に特化した組織を新設することは有効と考えております。

また、二つ目です。連携の関係です。

まず、総務課の対応だから、所管事務の範囲を超えた連携ができるということではございません。危機管理に関しては、新設する危機管理課が主導し、各課連携し、対応していくものです。

そして災害対策本部の設置の判断であります。本部長である町長が最終判断を行います。

また、災害対策本部の主導の関係であります。新設する危機管理課が主導しますが、災害対策本部員への指示につきましては本部長が発するものです。御質疑にありました総務課長も、災害対策本部員の一人であります。

最後に、現在の自治防災室の所管の事務も見直しまして、危機管理に特化した体制づくりを考えております。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 大竹勝子。

私は、ただいま議題となっている議案第57号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例に対して、反対の立場から討論いたします。

本案は、現在総務課の中の一部となっている自治防災室の機能のうち、自治会等に係る事務を切り離して、災害対策のみを危機管理課として独立させることを内容としています。

素直に考えれば、災害対策を担う部署で、総務課の中の一部として位置づけられることから、独立した課に昇格させるということで、その面の事務を現状に比べて重視するという意図がうかがえるという点については、私も認めるにやぶさかではありません。しかし、重要なのは、そうした意図ないし理念を持つのではなく、どのような効果が表れそうなのかということなのです。

お断りするまでもないと思いますが、ここでいう効果には、積極的なものと消極的なものが含まれます。言い換えれば、メリットもデメリットもあるということです。

本町では、現状において、人口規模は県内で最も少ない部類に属するにもかかわらず、町長部局に9、教育長部局に2と、11もの課が設けられています。この結果、現実の町民のニーズに応える上で、どういった事務を庁内のどの部署が担うのか極めて分かりにくく、煩雑な状況になっています。本案は、これに一層拍車をかけることになるのではないかと、強く懸念せざるを得ません。

加えて、重大ではないかと思われるのは、危機管理課が設けられると、常識的には大規模災害などの場合、ここが災害対策の司令塔としての機能を担うことになると考えられます。

現在、危機管理、災害対策を担うのは、総務課の一部門となっていて、一般職の身分であって、陣頭指揮に立つのは職階の上でも一般職のトップである総務課長であって、庁内全体に号令をかけた上では、極めて自然な体制になっていると言えます。役場の組織の在り方としても、総務課は各課の総合調整を行うのを重要な役割の一つとしています。この面から見ても、災害対策の司令塔の役割を果たす上では極めて自然な部署と言えます。

本案が成立して、来春から危機管理課が独立した課として機能するようになると、今述べたような具体的な諸機能をどこがどのように担うのか、一目瞭然とは程遠い事態になるのではないのでしょうか。

また、災害対策本部が設置されるような場合には、この課のトップが庁内の司令塔の役割を果たすといった具合に整理するとしても、それは誰がどの時点で決めるのか。形式的には、行政のトップである町長が決めるというかもしれませんが、そのための判断材料はどこが整えて誰が助言するのかなど、よほど周知や準備を事前に尽くしておかないと、実際の大規模災害などの際には、重大な混乱の元になりかねないのではないのでしょうか。

本案については、町長の災害対策を重視する姿勢が表れているから結構ということでは、到底済まされない問題をはらんでいると考えます。もし、私が今挙げたような懸念が現実のものになってしまったりすると、最悪の場合、町民の生死をも左右しかねません。

私は、目的としては町長部局の機構を一部変更するということだとしても、実行に移された場合の効果等を考慮するなら、実施に当たっては当然、財政試算を伴うので、町民の大事な税金を使い経常経費を増やすことになり、短時間の審議のみで可否を決めることができるような問題ではないと考えるものです。最低でも委員会に付託して継続審査の対象にするなど、十分に慎重な検討を尽くした上で結論を出すようにする必要があります。

この場でどうしても採決ということであれば、到底賛成することはできないということをお願いし、本案に対する反対討論いたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第57号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

新たな課の設置は、令和4年台風15号災害での教訓を踏まえ、激甚化・多様化する災害への備えや対応を迅速かつ確実にし、町民の生命・財産を守り、町民に安全な暮らしを提供するための目的を持っているものであり、具体的には、総務課で所管する自治防災室を廃止し、新たに危機管理課を設け、自然災害等に対する危機管理体制の検証と見直しを進め、体制強化を図ろうとするものであります。

台風15号による激甚災害から得た教訓や知見を生かした新たな課の設置の考え方であり、

何ら問題はないと考えます。

課の新たな設置には、条例の改正が必要かつ不可欠であります。課の設置の目的や理由に何ら問題がないことから、私は議案第57号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例について賛成いたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第57号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第58号 川根本町印鑑条例の一部を改正する条例 について

○議長（石山貴美夫君） 日程第14、議案第58号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） この条例は、スマホにマイナカードの機能を持たせるということでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） 税務住民課長、坂本喜弘君。

○税務住民課長（坂本喜弘君） それでは、お答えいたします。

法が改正され、スマートフォンへの電子証明書機能の搭載が可能になりました。このことにより、コンビニ交付においてスマートフォンを利用した交付が可能となりますので、印鑑条例の一部を改正するものです。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

ただいま議題となっている印鑑条例の一部改正について、反対の立場から討論します。

電子署名等に係る情報システム機構の認定業務が、法律の一部改正により電子証明書のスマートフォン搭載が可能となったため、コンビニでスマートフォンを用いて印鑑証明等の交付が受けられるようになるものです。利便性が向上する反面、マイナカードでひもづけの間違いで他人のものになっていたり、トラブルが多発して、安全性が危惧されます。

セキュリティー上の問題が一番に考えられます。スマホがマイナンバーカードの役割を果たすということは、スマホを紛失したり盗難に遭った場合やウイルスに感染したとき、マイナカード、スマホに登録された個人情報が出てしまうリスクがあるということです。

とても危険性があり、賛成できる内容とは思われないため、本案に対する私の反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。11番、中澤荘也君。

○11番（中澤荘也君） 11番、中澤荘也です。

私は、議案第58号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

電子証明等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により、電子証明書機能のスマートフォンへのスマートフォン機能の搭載が可能となりました。

これにより、印鑑証明のコンビニ交付において、従来の個人番号カードを用いた方法に加え、スマートフォンを利用した交付が可能となりますが、そのためには、川根本町印鑑条例の一部を改正する必要があります。

今回の条例の一部改正は、マイナンバーカード所持者の有益性・利便性の向上を図る目的を持ったものであり、上位法の改正による条文の追加であり、何ら問題がないと考えます。

よって、私は、議案第58号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例について、賛成といたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第58号、川根本町印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のと

おり可決されました。



◎日程第15 議案第59号 川根本町特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

◎日程第16 議案第60号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（石山貴美夫君） 日程第15、議案第59号、川根本町特別職の職員で常勤のもの給料等に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第16、議案第60号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 町長、副町長、教育長、それぞれの期末手当は、年額で幾らから幾らになるのか教えてください。

○議長（石山貴美夫君） 総務課長、山田貴之君。

○総務課長（山田貴之君） まず、町長からです。354万2,000円から362万2,500円、8万500円の増額であります。副町長であります、276万2,760円から282万5,550円、6万2,790円の増額です。教育長です。257万480円から262万8,900円、5万8,420円の増額となります。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから議案第59号の討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 6番、大竹勝子です。

ただいま議題となっております議案第59号、川根本町常勤特別職の給料等に関する条例の一部を改正する条例に対し、反対の立場から討論いたします。

本条例案は、町長をはじめとする常勤特別職の期末手当を人事院勧告に準拠して年間0.1か月分増額したいとするものです。金額的には、町長の場合、今おっしゃられたように年額で354万2,000円から362万2,500円へと8万500円増額しようとする内容になっています。8万500円は大きな金額ではありませんが、パートの方の約1か月分の給料です。

私たちは、一般職の給与等の水準を改善することは、もろ手を挙げて賛成するものですが、常勤特別職の待遇については、現在、町長の月例給が70万円、半期分の期末手当が同じく177万1,000円となっています。

渡された資料には、「人事院勧告を勘案して」と書いてありましたが、人事院勧告は特別職の勧告をしたのではなく、国家公務員の給与、期末手当を民間との格差を埋めるために引上げを勧告したものです。決して特別職の引上げをしたものではありません。庁内の一般勤労者の手取り収入と比較して極めて高い水準にあり、これ以上の改善を図る必要はないと考えています。

同時に、昨今の町民生活の実態は、コロナ禍の影響に加えて激しい物価上昇の連続で、極めて厳しい状況に追い込まれています。こうした状況の下で、既に十分に高い水準の待遇を保障されている常勤特別職の待遇をさらに高めることについては、日々の暮らしに苦勞されている町民の方々の納得を到底得られるものではないと考えます。

提案されているような改定のために必要な財源があるのであれば、まず、物価高騰などで生活に困難を喫している町民の暮らしを守る対策に最優先で充てるべきです。

以上の点を率直に申し上げ、本案に対する私の反対討論といたします。

○議長（石山貴美夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） 11番、中澤莊也です。

私は、議案第59号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論いたします。

人事委員会を設置していない川根本町においては、職員等の給与の改正の方針は、従前から人事院勧告や県人事委員会勧告等を踏まえて行われてきております。今回の人事院勧告は、民間との給与の格差是正と国家公務員の初任給及び給与表の引上げと民間の特別給の支給状況を踏まえて、特別給の年間支給月数を0.1か月分引き上げるというものであります。

これに基づいて、特別職の特別給の年間支給月額を0.1か月分引き上げ、年間4.5か月とするために必要な条例の一部改正であり、人事院勧告の趣旨から考えて、何ら問題はないと考えます。

よって、私は、議案第59号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について賛成いたします。

○議長（石山貴美夫君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立多数です。

したがって、議案第59号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一

部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから議案第60号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第60号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてについては、原案のとおり可決されました。

それでは、ここでしばらく休憩します。

それでは、9時40分から全員協議会を開催します。関係者は大会議室へお集まりください。

全協終了後、本会議を再開します。時間は追って連絡いたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前10時40分

○議長(石山貴美夫君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。



◎日程第17 議案第62号 公の施設の指定管理者の指定について
(くのわき親水公園キャンプ場)

◎日程第18 議案第63号 公の施設の指定管理者の指定について
(三ツ星オートキャンプ場)

◎日程第19 議案第64号 公の施設の指定管理者の指定について
(不動の滝自然広場オートキャンプ場)

◎日程第20 議案第65号 公の施設の指定管理者の指定について
(アプトいちしろキャンプ場)

◎日程第21 議案第66号 公の施設の指定管理者の指定について

(池ノ谷キャンプ場)

◎日程第22 議案第67号 公の施設の指定管理者の指定について

(八木キャンプ場)

◎日程第23 議案第68号 公の施設の指定管理者の指定について

(ウッドハウスおろくぼ等の施設)

○議長(石山貴美夫君) 日程第17、議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について(くのわき親水公園キャンプ場)から日程第23、議案第68号、公の施設の指定管理者の指定について(ウッドハウスおろくぼ等の施設)までを一括議題とします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議案第62号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第62号、公の施設の指定管理者の指定について(くのわき親水公園キャンプ場)は、原案のとおり可決されました。

これから議案第63号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第63号、公の施設の指定管理者の指定について(三ツ星オートキャンプ

場)は、原案のとおり可決されました。

これから議案第64号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第64号、公の施設の指定管理者の指定について(不動の滝自然広場オートキャンプ場)は、原案のとおり可決されました。

これから議案第65号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第65号、公の施設の指定管理者の指定について(アプトいちしろキャンプ場)は、原案のとおり可決されました。

これから議案第66号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第66号、公の施設の指定管理者の指定について（池ノ谷キャンプ場）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第67号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第67号、公の施設の指定管理者の指定について（八木キャンプ場）は、原案のとおり可決されました。

これから議案第68号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

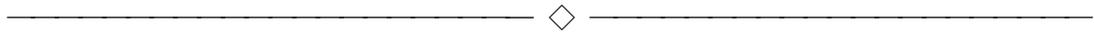
この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第68号、公の施設の指定管理者の指定について（ウッドハウスおろくぼ等の施設）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第24 議案第69号 静岡県市町総合事務組合理約の変更について

○議長（石山貴美夫君） 日程第24、議案第69号、静岡県市町総合事務組合理約の変更についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第69号、静岡県市町総合事務組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。



◎日程第25 議案第70号 令和5年度川根本町一般会計補正予算

（第6号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第25、議案第70号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） すみません、質疑通告のほうでちょっと不足がありましたので、入れてほしいんですけども、今回、台風15号による災害で、3か所の復旧費と書いてあるんですけども、高騰分が抜けたので、高騰分を入れてください。

そして、それが予算化されていますけれども、まだ予算化されていない箇所が何か所かあるのでしょうか、伺います。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） それでは、お答えいたします。

林道水川線（2号箇所）、林道小河内線（3号箇所）の2か所が予算化されておられません。いずれも林道の起点側で、現在、災害復旧工事を施工しておりますので、この工事を発注しても着手できないという理由によるものでございます。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） その2か所のめどは、どのくらいでできるのでしょうか。まだ全然分

からないか。

○議長（石山貴美夫君） 建設課長、風間一章君。

○建設課長（風間一章君） これは、来年の6年度以降の発注を考えておりますので、まだ、今現在行っている工事が終わるところを見通しをつけながら、それから進めていくということですので、来年度いっぱいでは何とか完成はしたいという形では考えておりますが、まだ天候とかそういうところのことで、確実な工期というのはまだ分かってはおりません。

以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第70号、令和5年度川根本町一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第26 議案第71号 令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第26、議案第71号、令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第71号、令和5年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第27 議案第72号 令和5年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

○議長(石山貴美夫君) 日程第27、議案第72号、令和5年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石山貴美夫君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石山貴美夫君) 起立全員です。

したがって、議案第72号、令和5年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第28 議案第73号 令和5年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第28、議案第73号、令和5年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。

したがって、議案第73号、令和5年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第29 議案第74号 令和5年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（石山貴美夫君） 日程第29、議案第74号、令和5年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。6番、大竹勝子君。

○6番（大竹勝子君） 人件費33万円増で、修繕費が200万円増となっておりますが、人件費の半分は一般会計のほうから繰入れということなんですけれども、修繕費の200万円は一般会計のほうからは出せないのでしょうか。

○議長（石山貴美夫君） くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君） 一般会計の繰入れにつきましては、設定しておる繰入基準に基づいて、一般会計からの繰入れを行っているものでございます。ですので、修繕につい

ては繰入基準がないものですから、一般会計の繰入れはないという状況になっております。
以上です。

○議長（石山貴美夫君） ほかに質疑はありませんか。
（「質疑なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
（「討論なし」の声あり）

○議長（石山貴美夫君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第74号を採決します。
この採決は起立によって行います。
本案に賛成の方は起立願います。
（賛成者起立）

○議長（石山貴美夫君） 起立全員です。
したがって、議案第74号、令和5年度川根本町簡易水道事業会計補正予算（第2号）は、
原案のとおり可決されました。



◎日程第30 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（石山貴美夫君） 日程第30、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。
静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員につきましては、広域連合規約第7条の規定によ
り、町議会議員区分からは4人を選出することとされています。

このたび、町議会議員区分から選出すべき議員のうち2人が欠員となり、その補充のため
候補を募ったところ、選挙すべき定数を超えましたので、投票による選挙が行われるもので
す。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町議会における得票総数により当
選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、
当選人の報告及び当選人への告知は行えません。有効投票のうち、投票者の得票数までを報
告することになりますので、あらかじめ御了承願います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（石山貴美夫君） ただいまの出席議員は12名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、6番、大竹勝子君、7番、杉山広充君を指名します。

候補者指名表は、お手元に配付のとおりです。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は、候補者1名の氏名のみを記載する単記無記名です。

（投票用紙配付）

○議長（石山貴美夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（なし）

○議長（石山貴美夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（石山貴美夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

（投票）

○議長（石山貴美夫君） 投票漏れはありませんか。

（なし）

○議長（石山貴美夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。6番、大竹勝子君及び7番、杉山広充君、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（石山貴美夫君） 選挙の結果を報告します。

投票総数12票、有効投票12票、無効投票0票。

有効投票のうち、遠藤豪君5票、遠藤嘉規君6票、西田彰君1票、以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖解除）

◇

◎散 会

○議長（石山貴美夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本会議は、12月18日午前9時に開会し、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時00分